

知事意見

「美野原カントリークラブ特別高圧太陽光発電所計画 計画段階環境配慮書」 に対する意見 について

令和 8 年 10 月 16 日

1 総括的事項

- (1) 公害関係法令、規制基準、自然関係法令、県や町が定めるその他環境保全計画等を十分に理解のうえ遵守し、関係法令や条例が適用されない場所であっても、土地や地域の状況に応じて、防災、環境、景観に配慮した適切な計画とすること。
- (2) 事業の目的として「他者への貢献」「社会への還元」「長期的な安定供給」といった内容を掲げるのであれば、その後の事業計画、事業手法、環境保全措置及び環境影響評価の考え方にも具体的に反映されるべきものであるため、方法書以降の手續において、これらの内容をどのように事業へ反映していくのかを具体的に示すとともに、事業期間中はもとより、将来的な事業終了時まで含めて責任を持った適切な事業運営を行うこと。
- (3) 事業計画作成の初期段階から、自治体や地域住民の意見を聴き適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に充分配慮して事業を実施するように努めること。また、住民説明会の開催に当たっては、様々な方法で広報を行うこと。
- (4) 国道 145 号から湯川原線を経由する工事車両の走行ルートについて、中之条町役場周辺や沿線に幼稚園等が立地しているほか、道路幅員が狭く、実質的に 1 車線程度となる区間もあることから、交通安全対策について十分な検討を行うこと。また、通学時間帯を避けた運行等の配慮が計画されているが、その具体的な内容については地域住民へ丁寧に周知するとともに、工事車両の運行時間帯や運行方法についても十分に配慮すること。さらに、中之条ビエンナーレの開催期間中など、土日だけでなく平日にも多くの観光客が訪れる時期があることから、地域の交通状況や観光活動への影響を考慮し、必要に応じて運行計画の見直しや追加的な安全対策を検討すること。
- (5) 本計画区域から 1,000m 圏内には、病院及び福祉施設等、患者、高齢者、障害者など、環境の変化に対して特に配慮を必要とする方々が利用する施設が存在している。太陽光発電施設の建設及び稼働に伴う工事車両の往来、騒音・振動、景観や反射光等が、療養環境や生活環境に影響を及ぼすことが懸念される。また、災害発生時には、土砂災害や設備事故等による安全面への影響に加え、医療・福祉施設の機能継続や利用者

の避難にも支障を来たすおそれがある。配慮が特に必要な施設、住宅等については、計画段階より十分な事業説明を行うとともに、住民の生命と健康を守り、安心して医療・福祉サービスを受けられるよう、十分な配慮を行うこと。

(6) 自営線ルートが中之条町のほか、みなかみ町も通過する場合、方法書以降の手続において、みなかみ町も事業対象地域に選定し、自営線が設置される道路付近、隣接地においても適切な環境保全上の配慮を検討すること。

(7) 環境影響評価制度上、自然災害そのものは基本的な評価項目として位置づけられてはいないが、本事業を地域住民や地域社会との関係の中で進めるものとして位置づけるのであれば、事業に起因する災害リスクが周辺地域へ及ぼす影響についても検討すべきである。地域は本事業による効果を期待する一方で、事業に伴い周辺地域へ負の影響が生じる可能性もあることから、事業目的との整合を踏まえ、豪雨や土砂災害等の自然災害発生時においても地域に負の影響を及ぼさないよう防災対策を検討すること。

(8) 全国で既に多くの太陽光発電施設が整備されていることから、近年発生した豪雨、台風、土砂災害等の自然災害において、他地域でどのような問題が発生し、それに対してどのような対策や改善策が講じられてきたのかについて情報収集を行い、本計画における災害リスクの評価や防災対策の妥当性を検討すること。

2 個別的事項

大気環境

(1) 各種法令等に基づく基準を遵守し、公害等が想定される場合には、事前に配慮すること。

(2) 特別高圧太陽光発電施設の設計にあたり、振動、騒音、特に低周波を防止する設計を詳細に行うこと。

(3) 一般的な騒音基準を満たしていても、低周波音は数百メートル程度伝播することがあるため、変電設備等については可能な限り病院などから離れた場所に配置するなどの対策を検討すること。

水環境

(1) 集中豪雨(雨量100mm/時間)に耐える施設設計を行うこと。

(2) 水環境については、当該配慮書の中で「必要な配慮を行えば影響の低減が可能で

あるため、配慮事項の対象外である」としているが、豪雨時に開発区域外への出水等を発生させないことを前提とした計画として、周辺への環境配慮を検討しているのであれば、豪雨時にも「外部への影響が低減可能であること」に関する見積りの根拠を示すこと。現状でも、美野原カントリークラブからの雨水排水により、伊参スタジオ付近の山林崩落や、白久保地内水田への影響がみられているため、今後太陽光パネルの設置により、今まで以上に雨水が一定の場所に集まることが予想されるのであれば、どの程度の規模の調整池が必要となるのか、その施設が実際に配置可能であるかどうかについて、事前に検証を行った上で、十分な排水対策を行うこと。また、土砂や濁水の流出だけでなく、公共用水域に排出される排出水についても定期的なモニタリングを行うなど配慮すること。

- (3) 雨水及び排水に関し、工事中から供用後を通じて道路、水路及び計画地の近隣農地に影響が出ないよう配慮した計画とすること。
- (4) 造成に伴い雨水流出量が増加すると考えられることから、排水先の河川等への負担が生じないように必要な流出増対策について河川管理者と協議のうえ決定すること。
- (5) 桃瀬川、胡桃沢川、蟻川においては、計画地下流に農業用水の取水堰があるため、計画地からの排水については、環境基準を遵守すること。
- (6) 計画地の地形と流域との関係、水の流れとの関係について整理し、その結果を示すこと。計画地において百瀬川が伏流水化している場合、土質条件や降雨時の保水・貯留機能と密接に関係することから、それを前提として排水計画や調整池計画を検討すること。
- (7) ナラ枯れやニホンジカの食害によって林床植生が著しく衰退し、場所によってはほとんど消失している箇所も事業地周辺で見受けられる。このような状況では、森林が本来有している降雨の遮断機能や保水機能、浸透機能が低下している可能性があり、降雨時の水収支や流出特性は従来の森林を前提とした条件とは大きく異なることが考えられるため、調整池等の設計に当たっては、単に貯留容量を確保するだけでなく、降雨時の流出速度についても考慮すること。

地盤環境

- (1) 土砂災害警戒区域内の開発行為に制限はないが、計画予定地が土砂災害警戒区域（地すべり）に重なっているため、土砂災害警戒区域をなるべく避けるなど計画の見直しを検討すること。それでも含む場合は、土砂災害の恐れがある区域であることを十分

に認識し、土砂災害防止に留意すること。

- (2) 開発に伴う造成等で傾斜度 30° 以上かつ高さが 5m 以上の斜面が発生した場合には、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等に該当し、後に法指定される場合がある。また、既に指定されている土砂災害警戒区域等の範囲も変更になる場合がある。そのため、開発により土砂災害が発生しないよう土砂災害防止に配慮すること。
- (3) 地形及び地質について、当該配慮書において「事業実施想定区域内に重要な地質が存在しないため影響はない」と整理されているが、「影響はない」ことを、具体的な数値や解析結果に基づいて説明できるようにすること。
- (4) 現在計画されている自営線ルートは、道路幅員が狭い区間も多く、車両のすれ違いが困難な箇所がある。また、計画ルート周辺には地すべり地が存在することに加え、近年ニホンジカの侵入が進んでおり、将来的にニホンジカの食害が進行した場合、降雨による規模の大きな崩壊につながる可能性もある。そのため、自営線のルート設定の妥当性について再検討すること。また、自営線の設置方法については、災害リスクの観点から、地中埋設方式に限定することなく、架空線方式についても比較検討すること。

生物環境

- (1) 事業実施想定区域における動植物の生息及び生育環境等については十分な調査を行い、生態系に影響のない措置を講じ保全すること。なお、重要な種に対しての措置については特に配慮をすること。
- (2) 群馬県ではコケ植物についてもレッドリストを作成し随時改定、Web公開している。事業地域である吾妻地域には絶滅危惧種のコケ植物が多いため、今後の調査項目に加えるとともに、適切な配慮を検討すること。
- (3) 本事業では脱炭素だけでなく、地域環境や自然との共生等の複数の目的を掲げているため、例えばパネルを設置しない区域で植樹を行い森林を再生する、あるいはゴルフ場内の池の一部を残して生物の生息環境として保全するといった形で、事業地の一部を多様な生物が利用できる環境として活用することを検討すること。

人と自然との触れ合い

- (1) 景観上、施設内の樹木伐採並びに土地改変は可能な限り行わない計画とすること。

- (2) 事業想定区域周辺における反射光や、嵩山、蟻川岳及び伊香保温泉、榛名山北麓等、可視範囲からの眺望に影響を及ぼさないよう、パネル配置や色彩等に配慮すること。
- (3) 反射光について、適切な方法により調査、予測及び評価を実施し、周辺への影響を回避又は低減する方法を検討すること。
- (4) 「日本で最も美しい村」に加盟する中之条町伊参地区の景観特性や、事業計画地周辺には歴史的資源や地域資源が集積していることを踏まえ、眺望景観に加えて囲繞景観の観点を含めた適切な方法により調査、予測及び評価を実施し、景観に配慮した計画とすること。
- (5) 事業地の一部は周知の埋蔵文化財包蔵地である「白久保遺跡」（中之条町遺跡番号：0017）内に所在しているほか、町史跡の「嵩山城址」が隣接している。当該事業においては文化財保護の観点において遺跡の破壊をしないよう求めるほか、破壊される場合においては文化財保護法、その他埋蔵文化財に係わる基準に即した発掘調査を行うこと。また、埋蔵文化財の取り扱いについて、中之条町教育委員会および県文化遺産課と協議すること。なお、埋蔵文化財包蔵地内で工事を実施する際には文化財保護法第 93 条の届出が必要である。

環境への負荷

- (1) ゴルフ場造成地のような平坦化された土地は、過去に産業廃棄物の仮置場等となっていた可能性もあるため、掘削調査等を検討すること。
- (2) 美野原カントリークラブのクラブハウス受電所、給水所ポンプの受電設備及びその他事業場内における施設に設置又は保管されている変圧器やコンデンサー等の処分を行う際には、PCB の含有を分析の上、適切に処分すること。
- (3) 建設工事をはじめ、事業実施に伴い発生する産業廃棄物や、本事業が停止及び終了された場合において生じる産業廃棄物についても事業者の責任において適切な対応を講じること。